

↓参考（当該チェックリスト項目に対し、中心となりうる事業の表示）

日本型CFCIモデルチェックリスト (日本共通)	ルーブリック評価 (安版)	R7-目標 (R6評価結果を踏まえて)	R7評価	評価の根拠	R8-目標 (R7評価結果を踏まえて)	備考 (困難な課題、計画や事業の立案の必要性等)	R7事業実績 (産出：アウトプット)	R7事業実績 (WEBに公開される参考資料)	コア事業【実施課】
1. 子どもの参画 自分たちに影響を及ぼす問題への、子どもたちの積極的参画を推進すること。意思決定プロセスで子どもたちの意見に耳を傾け、それを考慮に入れること。									
1	□行政活動全体にわたって、子どもの権利条約12条(子どもが意見を表す権利を持つこと)の原則が反映されるしくみを有しているか？	◎行政活動全体にわたって、子どもの権利条約12条(子どもが意見を表す権利を持つこと)の原則が反映されるしくみがある ○子どもが意見を表す権利を持つことについて行政活動や施策に関わる部局が理解し、より多くの場面で反映されるよう努力している △子どもが意見を表す権利を持つことについて行政活動や施策に関わる部局が知り、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある	◎	早来学園及び追分中学校のまちづくり学習、追分小中学校の「あひら探究タイム」では、子どもの意見や気づきをもちに、主体的な参画を重視した授業実践が進められた。 行政活動においても、計画策定時のアンケートやワークショップ、子どもの意見聴取オンラインプラットフォームの運用、追分の学校を考える会、教育フォーラムや追分中学校でのまちづくり授業での意見聴取などを通じ、子どもの声を学校教育や行政活動に反映しようとする取組が着実に進んでいる。	◎の「行政活動全体」に近づけるため、意見聴取システムの活用を継続し、総合計画や子どもに関する条例策定での活用に加え、子ども・若者に関わる施策分野を中心に意見聴取の機会を広げる。 あわせて、施策立案や計画策定時に子どもの意見を聴く流れを庁内に定着させ、行政活動全体で子どもの声を反映する仕組みづくりを進める。	子どもの意見を聴く取組は広がりがつつあるものの、全庁的な取組として定着するには至っていない。今後は、総合計画等の全庁横断的な計画に共通理念として位置付けるとともに、施策立案や事業実施の過程で子どもの意見を聴く手順を庁内に定着させる必要がある。 また、子どもの意見聴取オンラインプラットフォームについては、学校現場での円滑な運用を進めるとともに、各部署が施策立案時に活用し、子どもの意見を聴取・反映する流れを庁内に生み出していくことが求められる。	・追分中学校3年生まちづくり提言 ・早来学園9年生まちづくり授業 ・社会教育事業全般 ・追分の学校を考える会にかかる意見聴取	・追分の学校を考える会 https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/35/20167	・CRE、教育課程支援事業【教委】 ・社会教育事業全般【教委】
2	□保護者はじめ市民一般に子どもの意見の尊重の啓発活動が推進されているか？	◎市民一般に、子どもの意見の尊重が推進されている ○総じて、子どもの意見の尊重について理解を深めるための活動が行われている △市民、特に親に対して子どもの意見の尊重について理解を深めるための、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある	◎	広報紙、あひらチャンネル、ホームページ、SNS等による情報発信に加え、各種研修等を通じた啓発を行った。 また、教育委員会やCFCI情報紙や安平町の教育に関するパンフレットを作成し、町内の保護者や関係者向けに発行することで、CFCIの重要性等を発信し、理解促進に向けた取組を進めた。 総合計画に関する広報記事に町非公式キャラクター「あひたまっちゃん」を入れ、少しでも目に止めてもらうことを目指した。	保護者や一般町民向けの啓発・情報発信を継続するとともに、子ども自身への理解促進に向けた取組を進める。 また、CFCI研修会を地域住民も対象に実施し、子どもの意見の尊重やCFCIの理念に関する理解促進・啓発を図る。	・町広報紙 ・あひらチャンネル ・学園ホームページ運営 ・Facebook運用 ・各種会議・研修登壇	・あひらチャンネル https://www.youtube.com/channel/UCn5xJKPFmSvpSAd9LGJlKAww ・学園HP https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/gakko/1521 ・CFCIページ https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/anshin-kosodate/cfci	・広報活動【教委、総務】	
3	□子どもの意見の尊重、子ども主体目標は、福祉・教育をはじめ子どもに関わる分野における職員研修に組み込まれているか？	◎子どもの意見の尊重が全職員を対象とした研修に組み込まれている ○子どもの意見の尊重が福祉・教育・その他の分野における職員を対象とした研修に組み込まれている △子どもの意見の尊重を職員研修に組み込むための、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある	○	全職員を対象とした研修を実施したが、対象者全員の参加とまでは至らなかった。	機会をとらえた様々な研修機会の提供	・新規職員研修 2回(中途採用含む) ・職員(全体)研修 1回 ・その他会内研修 多数	・新規模職員研修 2回(中途採用含む) ・職員(全体)研修 1回 ・その他会内研修 多数	・職員研修計画【総務】 ・研修活動【教委】	
4	□行政施策において子どもに影響を与えるあらゆる事柄について、子どもたちは有意義にまた差別を受けることなく相談されることが図られているか？	◎子どもたちは、自分たちに影響を与えるあらゆる事柄について、意味のある形でまた差別を受けることなく意見を聞かれている ○子どもたちは、自分たちに影響を与える事柄の一部について、意味のある形でまた差別を受けることなく意見を聞かれる機会が確保されている △子どもたちに対して、意見を聴くための具体的な取り組みの計画に着手する意向がある	○	オンラインプラットフォームの運用により、子どもの意見表明機会の創出に向けた取組が進められた。一方で、取り扱った案件数は限定的であり、「あらゆる事柄」については至っていない。 また、不登校児童生徒など、働きだした状況により意見表明しにくい子どもへの配慮についても、引き続き改善の余地がある。	声なき意見を拾うためのオンラインプラットフォームの活用を拡大し、子どもの意見表明機会をさらに創出する。 また、施策立案や事業実施の過程で同プラットフォームを活用する流れを庁内に定着させ、より多くの案件で子どもの意見を聴く機会を確保する。	子どもの意見表明機会は創出されつつあるものの、案件数や活用場面は限定的であり、全庁的な仕組みとして定着させる必要がある。 今後は、意見を聴く機会を「確保する」段階から、子どもに公平に意見表明の機会が与えられる仕組みへと転換し、オンラインプラットフォームの活用を庁内で広げていく必要がある。	・追分中学校3年生まちづくり提言 ・早来学園9年生まちづくり授業 ・社会教育事業全般 ・追分の学校を考える会にかかる意見聴取	・CRE、教育課程支援事業【教委】 ・社会教育事業全般【教委】	
5	□特定の属性がある子どもたち(障がい、虐待、少年司法など)を対象とする議論をする際に当該属性がある子どもたちの意見を聴いたり、参画の機会が与えられているか。	◎特別な問題に関しては、当事者である子どもの意見を聞いている ○特別な問題に関しては、当事者である子どもの意見を聞く機会を増やそうとしている △特別な問題に関しては、当事者である子どもの意見を聞くための具体的な取り組みの計画に着手する意向がある	○	虐待対応部署等において、直接子どもとの面談等を実施できる体制を確保している。 また、令和7年4月に安平町子ども家庭センターが設置されたことにより、支援を必要とする子どもや家庭の状況把握、相談対応を行う体制の充実が図られた。	・「特定の属性」に「不登校の方」を含め、意見聴取を進める。 ・意見表明をしにくい環境の子どもが意見できるような場としてオンラインプラットフォームを活用する。 ・安平町子ども家庭センターを中心に、支援を必要とする子どもの声を把握し、必要な支援や施策につなげる体制づくりを進める。	・SOSレター ・お悩みポスト ・こども家庭センター	・SOSレター ・お悩みポスト ・こども家庭センター	・SOSレター【健康福祉・教委】 ・お悩みポスト【教委】 ・こども家庭センター【健康福祉】	

6	□赤ちゃんや幼い子どもの視点が考慮されるようにするための体制は整っているか？	◎乳幼児の視点から彼らに関わる子育てを支援する体制がとられている ○乳幼児の視点から彼らに関わる子育て支援を検討する機会を増やそうとしている △乳幼児の視点から彼らに関わる子育て支援を検討するための具体的な取り組みの計画に着手する意向がある	「機会の確保（体制がある）」から「利用の促進（積極的に使われる）」へ進展させるため、まなびおを活用した促進を図る。	◎	園・児童館・学校・子育て世代包括支援センターなど既存の仕組みの中で整備されている。また、職員内部にも子どもに対する配慮が共有されている。 加えて、令和7年4月より安平町こども家庭センターが設置されたことにより、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援体制の充実が図られた。 町民自治推進委員会において、この必要性が議論された。	「機会の確保（体制がある）」から「利用の促進（積極的に使われる）」へ進展させるため、まなびおを活用した促進を図る。	・こども家庭センター ・こころの相談員 ・養育訪問支援事業 ・乳幼児全戸訪問事業 ・子ども発達支援センター ・子育て支援センター		・こども家庭センター【健康福祉】 ・こころの相談員【教委】 ・養育訪問支援事業【健康福祉】 ・乳幼児全戸訪問事業【健康福祉】 ・子ども発達支援センター【健康福祉】 ・子育て支援センター【教委】	
7	□子どもたちには、自己に影響を与える行政上の手続において意見を聞かれる権利が認められているか？	◎子どもたちは自分たちに関わる行政上の手続き（遊びや学びの機会への参加手続き等）について意見を述べる（主体的に参加する）ことが出来る ○子どもたちは自分たちに関わる行政上の手続きへの意見表明が可能なこと（遊びや学びの機会があること）を知っている（周知している） △子どもたちは自分たちに関わる行政上の手続きへの意見表明ができるように、具体的な取り組みの計画に着手する意向がある	継続的な社会教育・学校教育での意見できる場づくりを進めるほか、学校教育へのさらなる浸透を図るため、モデルケースの作成を進める。	◎	遊びや学びの現場では、社会教育や総合学習を通して、子どもの考えを尊重し、意見を形にする機会を創出している。 また、早来学園のルールメイキングプロジェクトや、過分小中学校の「あひら探究タイム」により、子どもが身近な課題に主体的に関わる実践が進められている。 町民自治推進委員会において、この必要性が議論された。	継続的な社会教育・学校教育での意見できる場づくりを進めるほか、学校教育へのさらなる浸透を図るため、モデルケースの作成を進める。	学校教育現場への支援にあたっては、教職員の働き方改革に逆行しないよう配慮しながら、より効果的な支援方法を検討する必要がある。	・社会教育事業全般 ・教育課程支援事業 ・教育課程支援事業（過分小中学校：あひら探究タイム） ・早来学園ルールメイキングプロジェクト	・社会教育事業全般【教委】 ・学校教育全般【教委】	
2. 子どもにやさしい法的枠組み すべての子どもの人権を一貫して促進・保護する条例、規則の枠組みおよび手続を確保すること。										
1	□国レベルの法律が地方自治のレベルでどのようなものか子どもに影響を与えているか、検討がなされているか？	◎国の法律に基づき策定・運用されるべき子どもにまつわる各種計画について、すべて策定・運用がなされている。 ○国の法律に基づき策定・運用されるべき子どもにまつわる各種計画について、すべて策定・運用に向けて検討がなされている。 △国の法律に基づき策定・運用されるべき子どもにまつわる各種計画について、策定・運用がなされていない部分がある。	子ども計画の実現に向けて、計画に掲載されている事業を的確に運用している。	◎	子ども・子育て支援事業計画を包含した市町村こども計画「きょういく」を令和7年4月に策定し、計画に基づく取組を運用している。 また、令和9年度策定予定の総合計画においても、CFClの理念を引き続き盛り込む方向で議論を進めている。	子ども計画の実現に向けて、計画に掲載されている事業を的確に運用している。	・第3次安平町総合計画 ・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】 ・健康あひら21	・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyos/ei/kakushu-keikaku	・第3次安平町総合計画【政策推進】 ・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】 ・しょうがい児福祉計画【健康福祉】 ・健康あひら21【健康福祉】	
2	□地方自治体は、その管理下にある条例等において子どもの人権が尊重されているか検証しているか？	◎子どもの人権を尊重するために充分な仕組みがある ○子どもの人権を尊重するための仕組みがある △子どもの人権を尊重する仕組みについて検討する意向はある	「充分な仕組み」に向けて、継続して検討を進める。 ・関係条例において子どもヘフォーカスする仕組みの検討 ・安平町子ども教育環境条例（仮称）の制定に向けた調査検討	○	町民自治推進委員会において、まちづくり基本条例にCFClの理念を盛り込み、「子ども」の位置づけを明確にするよう提言された。 また、教育まちづくり委員会を複数回開催し、条例制定に向けた議論を進めた。 加えて、令和6年度から、児童の権利に関する条約、こども基本法及びCFClの理念を踏まえ「安平町子ども休職制度」の運用を開始し、子どもの権利保障に向けた取組を進めている。	「充分な仕組み」に向けて、継続して検討を進める。 ・関係条例において子どもヘフォーカスする仕組みの検討 ・安平町子ども教育環境条例（仮称）の制定に向けた議論 ・安平町子ども休職制度の運用を通じ、子どものウェルビーイングや主体的な学びを支える環境づくりを進める。	・まちづくり基本条例 ・町民自治推進委員会 ・教育まちづくり委員会 ・安平町子ども休職制度	・町民自治推進委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyos/ei/chomin-sankaku/23	・まちづくり基本条例【政策推進】 ・町民自治推進委員会【政策推進】 ・子ども休職制度【教委】 ・安平町子ども休職制度【教委】	
3	□これらの見直しにあたって第三者が参加したか？ また、子どもたちとの相談および子どもの参加はあったか？	◎子どもの人権を尊重する法的枠組みの見直しについて子どもの相談や参画の仕組みがある ○子どもの人権を尊重する法的枠組みの見直しについて市民一般の相談や参画の仕組みがある △子どもの人権を尊重する法的枠組みの見直しについて一部の子どもや市民一般の相談や参画の仕組みがある	「充分な仕組み」に向けて、継続して検討を進める。 ・関係条例において子どもヘフォーカスする仕組みの検討 ・安平町子ども教育環境条例（仮称）の制定に向けた調査検討	○	町民自治推進委員会において、まちづくり基本条例等に関する議論が行われ、子どもの位置づけに関する提言がなされたことは進展である。 一方で、見直しにあたって第三者や子ども本人の直接的な参画はなかった。 なお、子ども休職制度は、子どもの権利を保障する取組として実施しており、今後はアンケート等により子どもや関係者の意見を把握し、制度改善につなげる。	「充分な仕組み」に向けて、継続して検討を進める。 ・関係条例において子どもヘフォーカスする仕組みの検討 ・安平町子ども教育環境条例（仮称）の制定に向けた調査検討 ・子ども休職制度について、アンケート等により子どもや関係者の意見を把握し、制度改善につなげる。	条例等の見直しや制度運用において、第三者や子ども本人の参画機会をどのように確保するかが課題である。 今後は、「子ども」の参画により一層フォーカスし、意見聴取や参加の仕組みを検討していく必要がある。	・まちづくり基本条例 ・町民自治推進委員会 ・教育まちづくり委員会 ・安平町子ども休職制度	・町民自治推進委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyos/ei/chomin-sankaku/23	・まちづくり基本条例【政策推進】 ・町民自治推進委員会【政策推進】 ・子どもの教育環境条例（仮称）【教委】 ・安平町子ども休職制度【教委】
4	□とりわけ、子どもたちに影響を及ぼす条例等には、子どもの権利条約の4つの一般原則が適切な形で反映されているか？ - いかなる理由による差別もなく、一人ひとりの子どもにすべての人権が認められていること（適切な差別禁止条例施行と、不利な立場に置かれた子どもたちを対象とする積極的差別是正措置） - 子どもに関わるすべての行動において子どもの最善の利益が第一義的に考慮されること - 生命ならびに最大限の生存・発達に対する権利 - 子どもの意見の尊重（子どもに影響を及ぼすいかなる行政上・司法上の手続において意見を聞かれる権利を含む）	◎法的枠組みにおいては子どもの権利条約の4つの一般原則が反映されている ○子どもの権利条約の4つの一般原則の反映された法的枠組みの制定について検討を始めようとしている △法的枠組みはないが、子どもの権利条約の4つの一般原則の反映される国家的枠組みを遵守している。	安平町子どもの教育環境条例（仮称）において反映されるよう引き続き調査・検討を進める。	○	安平町子どもの教育環境条例（仮称）の策定を進めていくこととして、議論が開始されている。	安平町子どもの教育環境条例（仮称）において反映されるよう引き続き議論を進める。	まちづくり基本条例の改正や町長公約新条例制定	・安平町子どもの教育環境条例（仮称）の制定に向けた議論	・町民自治推進委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyos/ei/chomin-sankaku/23	・まちづくり基本条例【政策推進】 ・町民自治推進委員会【政策推進】 ・子どもの教育環境条例（仮称）【教委】 ・安平町子ども休職制度【教委】

5	□困難な状況に置かれた子どもたちを含む子どもたちが、権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続ができるようにするための見直しは行なわれたか？	◎特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続が確立している ○特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続が検討されている △特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続を検討する意向がある	令和7年度に設置されることも家庭センターが、困難な状況にある子どもたちの権利侵害に対する相談窓口となり、関係機関と連携しながら適切な支援を提供できる体制を構築していく。 また、安平町子どもたちの教育環境条例（仮称）の策定作業においても引き続き検討する。	◎	国が各自治体で設置する人権擁護委員の枠組みが活用でき、地方法務局との連携も可能である。 また、令和7年4月に安平町子ども家庭センターが設置されたことにより、困難な状況にある子どもや家庭の相談を受け止め、関係機関と連携して支援につなげる体制の充実が図られた。	令和7年度に設置されたことも家庭センターが、困難な状況にある子どもたちの権利侵害に対する相談窓口として機能し、関係機関と連携しながら適切な支援を提供できる体制を構築していく。 また、安平町子どもの教育環境条例（仮称）の策定作業においても、権利救済の仕組みについても検討していく。	権利侵害に対する相談・助言・権利擁護・苦情申立て等に対応できる、実効性のある権利救済制度の組成	・子ども家庭センター	・子ども家庭センター【健康福祉】 ・人権擁護委員協議会【健康福祉】 ・子どもの教育環境条例（仮称）【教委】	
3. 子どもの人権を保障する施策 子どもにやさしいまちづくりのための詳細かつ包括的な戦略ないし項目を、条例にもとめて策定すること。										
1	□地方自治体は、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略（構想または計画、以降「戦略」とする）を策定しているか？	◎子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略（構想または計画）や施策、以降「戦略」とする）を策定している ○子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略について検討を始めたようとしている △子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略について検討する意向はある	必要の見直しを適宜行ないながら、子どもにやさしいまちづくりに関する内容をアップデートをしていく。	◎	子ども基本法に規定される市町村子ども計画として、「きょういく」を策定している。 総合計画においてもこうした要素を盛り込むよう議論を進めている。	必要の見直しを適宜行ないながら、子どもにやさしいまちづくりに関する内容をアップデートをしていく。	所管部署のみならず、全庁横断的共通の取り組みとして発展させることが難関	・「きょういく」（生涯学習計画、自治体子ども計画（子ども・子育て支援事業計画））	https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/sogo-keikaku https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/kakushu-keikaku	・基本構想/総合計画【政策推進】 ・「きょういく」（生涯学習計画、自治体子ども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】
2	□その戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGO、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議は行なわれたか？	◎戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGOやNPO、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議が行われている ○戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGOやNPO、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議について検討を始めたようとしている △戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGOやNPO、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議について検討する意向はある	計画の策定にあたっては、まちづくり基本条例に基づき幅広い協議（パブリックコメントやワークショップ等複数の実施）を行うことができた。また、あびら教育100人会議を開催し、大人・子ども関係なくワークショップを実施した。総合計画の策定において、そうしたステークホルダーのみなさんにも協力いただきながら進めている。	◎	計画の策定にあたっては、まちづくり基本条例に基づき幅広い協議（パブリックコメントやワークショップ等複数の実施）を行うことができた。また、あびら教育100人会議を開催し、大人・子ども関係なくワークショップを実施した。	同様の計画策定にあたっては、当事者となる子どもの意見表明の機会を創出し、かつ、子どもから高齢者までの多世代、町内活動団体などから、これまで以上に幅広く協議を行っていく。	どういったシチュエーションや仕組みで子ども等と協議・意見交換するか細部の検討を要する。	・まちづくり基本条例	https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/public	・まちづくり基本条例【政策推進】
3	□その戦略は子どもの権利条約全体を基盤としているか？すなわち、経済・社会・文化面、および政治面で子ども自身に影響を与えることに一市民として権利が保障されているか？	◎戦略は、子どもの権利条約の一般原則を基盤とし、その旨を明文化している ○戦略は、子どもの権利条約の一般原則を基盤としている △戦略は、子どもの権利条約全体を基盤とするための検討又はその意向がある	「きょういく」においては、基盤となる子どもにやさしいまちづくりに関する説明を入れるとともに、関連する取り組みの中で一般原則に関する取り組みを整理している。 総合計画においても盛り込むよう検討を進めている。	◎	「きょういく」においては、基盤となる子どもにやさしいまちづくりに関する説明を入れるとともに、関連する取り組みの中で一般原則に関する取り組みを整理している。	次の計画を中心に明文化へ向けた検討・働きかけ ・基本構想／総合計画	各戦略の策定及び改正のタイミングを見計らって明文化の検討・働きかけを要する。		・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/kakushu-keikaku	・基本構想／総合計画【政策推進】 ・「きょういく」（生涯学習計画、自治体子ども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】
4	□その戦略は、社会的に排除されたり、異に追いやられた子どもたちに特に注意を払いつつ、自治体のすべての子どもを対象としているか？	◎戦略は、社会的に排除されたり、異に追いやられた子どもたちに特に注意を払いつつ、安平町のすべての子どもを対象とするための検討の意向がある ○戦略は、社会的に排除されたり、異に追いやられた子どもたちに特に注意を払いつつ、安平町のすべての子どもを対象とするための検討を始めたようとしている △戦略は、社会的に排除されたり、異に追いやられた子どもたちに特に注意を払いつつ、安平町のすべての子どもを対象とするための検討の意向がある	各機関（各健診・子ども園・学校・民協等）連携、アウトリーチ等での事業展開も含めた予防の強化に向けて検討	◎	障がい等の発達の課題を有する児童や、被虐待児等の最善の利益を確保するため右記事業を活用して早期発見・早期着手を心掛けていく。	各機関（各健診・子ども園・学校・民協等）連携、アウトリーチ等での事業展開も含めた予防の強化に向けて検討		・子育て世代包括支援センター ・子ども家庭総合支援拠点 ・こころの相談員 ・養育訪問支援事業 ・乳幼児全戸訪問事業 ・子ども発達支援センター ・子育て支援センター		・子育て世代包括支援センター【健康福祉】 ・子ども家庭総合支援拠点【健康福祉】 ・こころの相談員【教委】 ・養育訪問支援事業【健康福祉】 ・乳幼児全戸訪問事業【健康福祉】 ・子ども発達支援センター【健康福祉】 ・子育て支援センター【教委】
5	□その戦略はその策定過程において、重要な施策として位置付けがなされているか？たとえば、計画は市長や地方議会によって推進されているか？	◎現に重要施策として位置づけられ認識されている。 ○重要施策として位置づけられるべく準備が進められている。 △重要施策と位置付けるための検討の意向がある。	維持継続	◎	基本構想・総合計画の中で「子育て・教育」が当時の最重要課題であると議会首長間で位置付けられ、確認されている。	維持継続		・基本構想/総合計画	https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/sogo-keikaku https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/sogo-keikaku/second-plan/35	・基本構想/総合計画【政策推進】 ・未来創生委員会【政策推進】
6	□その戦略は、優先的に扱われ、地方公共団体の基本構想・基本計画と整合性が図られているか？	◎戦略は、町の基本構想・基本計画と整合性が図られている ○戦略は、町の基本構想・基本計画と整合性をはかるための検討を始めたようとしている △戦略は、町の基本構想・基本計画と整合性をはかるための検討をする意向はある	維持継続	◎	基本構想・総合計画の中で「子育て・教育」が当時の最重要課題であると議会首長間で位置付けられ、確認されている。	維持継続		・基本構想/総合計画	https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/sogo-keikaku https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/sogo-keikaku/second-plan/35	・基本構想/総合計画【政策推進】 ・未来創生委員会【政策推進】
7	□戦略には、自治体の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれているか？	◎戦略には、安平町の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれている ○戦略には、安平町の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれるよう検討を始めたようとしている △戦略には、安平町の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれるよう検討をする意向はある	維持継続	◎	総合計画及びきょういく（子ども・子育て支援事業計画等）において具体的に定められている。	維持継続		・基本構想/総合計画 ・「きょういく」（生涯学習計画、自治体子ども計画（子ども・子育て支援事業計画））	https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/sogo-keikaku https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/kakushu-keikaku	・基本構想/総合計画【政策推進】 ・「きょういく」（生涯学習計画、自治体子ども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】
8	□戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられているか？	◎戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられるよう検討を始めたようとしている ○戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられるよう検討をする意向はある	維持継続	◎	上記計画に明確に規定され、実行されている。	維持継続		・基本構想/総合計画 ・「きょういく」（生涯学習計画、自治体子ども計画（子ども・子育て支援事業計画））	https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/sogo-keikaku https://www.town.abira.lg.jp/gyos ei/kakushu-keikaku	・基本構想/総合計画【政策推進】 ・「きょういく」（生涯学習計画、自治体子ども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】

9	□ 戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通じて、また子どもとその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知らされているか？	◎戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通じて、また子どもとその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知らされている △戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通じて、また子どもとその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知らせるための検討を始めようとしている △戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通じて、また子どもとその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知らせるための検討をする意向はある	維持継続	◎	作成過程についてはまちづくり基本条例に基づき明確に規定され、パブコメや審議会の開催等が実施されている。また策定後はCFCI情報誌を作成し、理念等の浸透を図っている。	維持継続	・まちづくり基本条例	・パブリックコメント https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/public	・まちづくり基本条例【政策推進】	
4. 子どもの人権部門または調整機関 子どもの視点が優先的に考慮されるようにするための恒久的体制を地方自治体のなかで発展させていくこと。										
1	□ 地方自治体内には、次のことを担当する部署がない調整機構がはっきりわかる形式で存在するか？ - 子どもにやさしいまちの推進 - 子どもに影響を及ぼす政策の調整 - 子ども戦略の企画およびフォローアップ	◎子どもにやさしいまちの推進、子どもに影響を及ぼす政策の調整、子ども戦略の企画およびフォローアップを担当する部署がある ○子どもにやさしいまちの推進、子どもに影響を及ぼす政策の調整、子ども戦略の企画およびフォローアップを担当する部署の設置の検討を始めようとしている △子どもにやさしいまちの推進、子どもに影響を及ぼす政策の調整、子ども戦略の企画およびフォローアップを担当する部署の設置の検討をする意向はある	維持継続	◎	教育委員会事務局学校教育グループがワンストップ窓口となっている。	維持継続		・CFCIページ https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/anshin-kosodate/cfci		
2	□ その部局は首長直轄の権限行使が可能か？	◎部局は首長直轄の権限行使が可能 ○部局は首長直轄の権限行使の検討を始めようとしている △部局は首長直轄の権限行使を検討する意向はある	町長部局と引き続き強度な連携を図りながら本事業を展開させる。	◎	町長の権限に属する事務を安平町教育委員会に委任する規則により教育委員会が権限委任を受けている。	町長部局と引き続き強度な連携を図りながら本事業を展開させる。				
3	□ その部局には、子どもたちとの直接の意見交換の場が開かれ、その部局自身の活動および自治体全体の行政活動全体にわたって子どもたちの意見が尊重されるようになっているか？	◎部局では、子どもたちとの直接の意見を聞くことが保たれ、その部局自身の活動のみならず他の部局にわたって子どもたちの意見が尊重されている ○部局では、子どもたちとの直接の意見を聞くことが保たれ、その部局自身の活動について子どもたちの意見が尊重されている △部局では、子どもたちとの直接の意見を聞くことが保たれ、その部局自身の活動および自治体全体の行政活動全体にわたって子どもたちの意見が尊重される仕組みを検討する意向がある	ひとつでも多くの部局で実施されるようにする。	○	担当部局である教育委員会で実施されている。	ひとつでも多くの部局で実施されるようにする。	所管部署のみならず、全庁横断的な取組みの必要性			
5. 子どもへの影響評価 条例・規則・政策・実務が子どもたちに与える影響を、事前に、実施中および実施後に評価するための制度的プロセスを確保すること。										
1	□ 新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続があるか？	◎ 新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続がある ○ 新しい条例・規則・政策の立案時又は実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続がある △ 新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続について検討又はその意向がある	より「子ども」にフォーカスした手続が踏まれる条例等を増やしていくとともに、より「子ども」の意見を聞けるような仕組みづくりを進めていく。	◎	子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策行動計画においてニーズ調査、総合計画及びしょうがい児福祉計画においては関係団体からのヒアリング等を実施している。また、まちづくり基本条例に基づき幅広く意見募集を行いアセスメントが行われている。	より「子ども」にフォーカスした手続が踏まれる条例等を増やしていくとともに、より「子ども」の意見を聞けるような仕組みづくりを進めていく。	所管部署のみならず、全庁横断的な取組みの必要性	・「きょういく」〈生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画）〉 ・しょうがい児福祉計画 ・基本構想/総合計画 ・交通安全プログラム	・基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku ・交通安全プログラム https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/35/16792	・「きょういく」〈生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画）〉【教委】 ・しょうがい児福祉計画【健康福祉】 ・基本構想/総合計画【政策推進】 ・まちづくり基本条例【政策推進】 ・交通安全プログラム【建設・税務住民・教委】
2	□ 子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすに十分なほど早い段階で実施されているか？	◎子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすに十分なほど早い段階で実施されている ○子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすに十分なほど早い段階での実施の一部で行われている △子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすに十分なほど早い段階での実施について検討又はその意向がある	適切なタイミングの検討	○	上記において、早期に行われるものと直前に行われることがある。	適切なタイミングの検討	早期に実施されるための制度改正が必要なものもある。	・「きょういく」〈生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画）〉 ・しょうがい児福祉計画 ・基本構想/総合計画 ・まちづくり基本条例	・基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku	・「きょういく」〈生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画）〉【教委】 ・しょうがい児福祉計画【健康福祉】 ・基本構想/総合計画【政策推進】
3	□ 自治体による施策の実施が及ぼす子どもたちの影響について、定期的に評価されているか？	◎毎年評価されている。 ○複数年度単位で評価されている。 △評価しているが、不定期又は終了時のみ評価されている。	まずは定められた時期に確実に評価を行う。	◎	未来創生委員会において、毎年評価している。	まずは定められた時期に確実に評価を行う。	毎年評価されるものを増やすことができるか、実現可能性の検討が必要	・「きょういく」〈生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画）〉 ・しょうがい児福祉計画 ・基本構想/総合計画 ・まちづくり基本条例	・基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku ・未来創生委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku/second-plan/35 ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku	・未来創生委員会【政策推進】 ・「きょういく」〈生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画）〉【教委】 ・しょうがい児福祉計画【健康福祉】 ・基本構想/総合計画【政策推進】
4	□ これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、不利な立場に置かれた集団や社会の隅に追いやられた集団を含むすべての子どもたちの状況が考慮されているか？	◎これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、すべての子どもたちの状況が考慮されている ○これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、すべての子どもたちの状況が考慮される仕組みについて検討を始めようとしている △これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、すべての子どもたちの状況が考慮される仕組みについて検討する意向はある	維持継続	◎	子どものおかれた状況に応じて差別することはない。	維持継続		・「きょういく」〈生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画）〉 ・しょうがい児福祉計画 ・基本構想/総合計画 ・まちづくり基本条例	・基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku	・「きょういく」〈生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画）〉【教委】 ・しょうがい児福祉計画【健康福祉】 ・基本構想/総合計画【政策推進】

5	□ これらのプロセスに子どもたちが参加しているか？	◎これらのプロセスに子どもたちが参加している ○これらのプロセスに子どもたちが参加する仕組みについて検討を始めるようとしている △これらのプロセスに子どもたちが参加する仕組みについて検討する意向がある	安平町子どもの教育環境条例（仮称）において担保されるよう調査・検討を進める。	○	安平町子ども教育環境条例（仮称）の策定にあたり、OFCIの理念に則り、子どもたちへの意見聴取の機会を設けるための予算措置がなされている。 また、子どもの意見聴取の手段としてオンラインプラットフォームを活用し、子どもが意見表明しやすい環境づくりを進めている。	安平町子どもの教育環境条例（仮称）において、子どもの参加や意見聴取の機会が担保されるよう調査・検討を進める。 また、オンラインプラットフォームを活用し、条例策定や関連する取組において、子どもの意見を把握する機会を確保する。	子どもの直接参加の範囲や方法、オンラインプラットフォームを含めた意見聴取機会の設け方について検討する必要がある。	・町民自治推進委員会 ・子どものための意見聴取オンラインプラットフォーム https://www.town.abira.lg.jp/gyos-ei/chomin-sankaku/23	・町民自治推進委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyos-ei/sogo-keikaku ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyos-ei/kakushu-keikaku	・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】 ・子どものための意見聴取オンラインプラットフォーム【教委】
6	□ これに加えて、事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価は設けられているか？	◎事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価は設けられている ○事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価を行なう仕組みについて検討を始めるようとしている △事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価を行なう仕組みについて検討する意向はある	維持継続	◎	職員以外のステークホルダーに評価される仕組み（委員会・審議会等）が設けられている。	維持継続	より「子ども」にフォーカスを置くことができる仕組みの検討	・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画）） ・しょうがい児福祉計画 ・基本構想/総合計画 ・まちづくり基本条例	・基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyos-ei/sogo-keikaku ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyos-ei/kakushu-keikaku	・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】 ・しょうがい児福祉計画【健康福祉】 ・基本構想/総合計画【政策推進】
6. 子どもに関する予算 子どものための十分な資源配分と予算分析を確保すること。										
1	□ 地方自治体は、資源配分が自治体レベルで行なわれているサービスについて、自分の自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価することができているか？	◎ マチの子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価することができている ○ マチの子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価する仕組みについて検討を始めるようとしている △ マチの子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価する仕組みについて検討する意向はある	維持継続	◎	地方自治体行政の民主的プロセスにおいて予算/決算が審議に付され、承認されている。	維持継続	究極的には直接子どもたちが参画するプロセスが必要			
2	□ 自治体予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている割合を明らかにできるような分析の対象とされているか？	◎町予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている内容を明らかにしている ○町予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている内容を明らかにする仕組みについて検討を始めるようとしている △町予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている内容を明らかにする仕組みについて検討する意向がある	維持継続	◎	広報（ホームページを含む）を通じて広く町民一般へ明らかにしている。	維持継続	「明らかにする」ことはしているが、実際に音が「知っている」ものにするための仕掛けの検討	・広報紙 ・ホームページ	・公開情報 https://www.town.abira.lg.jp/gyos-ei/data	
3	□ 地方自治体の予算策定プロセスは透明か？ 予算の使途について子どもたちにも十分な説明がされているか？	◎町予算策定プロセスは透明で予算の使途について子どもたちにも十分な説明がされている ○町予算策定プロセスの透明化又は予算の使途の子どもたちへの十分な説明のいずれかが未確立であるため、検討を始めるようとしている △町予算策定プロセスの透明化又は予算の使途の子どもたちへの十分な説明のいずれかについて検討する意向がある	より子ども目線での説明内容を検討	○	「安平町の予算」の作成や概要の広報掲載を行っている。	より子ども目線での説明内容を検討	予算策定プロセスについて、どこまで開示されるべきかの程度の問題	・安平町の予算		・安平町の予算【政策推進】
4	□ 地方行政において子どもたちにとのぐらゐの資源が振り向けられているかを示す「子ども向けの予算」が作成・広められているか？	◎町行政において子どもたちにとのぐらゐの資源が振り向けられているかを示す「子ども向けの予算」が作成・広められている ○町行政において子どもたちにとのぐらゐの資源が振り向けられているかを示す「子ども向けの予算」について検討を始めるようとしている △町行政において子どもたちにとのぐらゐの資源が振り向けられているかを示す「子ども向けの予算」について検討する意向がある	「安平町の予算」をより子ども目線にすることで改善する余地があるか検討	△	子どもに特化したものは存在しない。	「安平町の予算」をより子ども目線にすることで改善する余地があるか検討	子どもに特化したものの実現可能性			・安平町の予算【政策推進】 ・広報掲載【政策推進】
7. 子ども報告書の定期的発行 子どもたちおよび子どもの権利の状況に関する十分なモニタリングとデータ収集を確保すること。										
1	□ 子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、自治体で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集されているか？	◎ 子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、安平町で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集されている ○ 子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、安平町で暮らす子どもたちについての統計的その他の情報が収集されているが、情報の継ぎを埋めず余地がある。 △ 子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、安平町で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集する仕組みについて検討又はその意向がある	定期的に子どもの権利などの児童生徒へのアンケート調査を実施していく。	◎	「きょういく」（子ども・子育て支援事業計画）の策定にあたり、子どもを対象とした子どもの権利に関するアンケート調査が実施済み。	定期的に子どもの権利などの児童生徒へのアンケート調査を実施していく。	毎年継続して実施できるか／する必要があるか検討			・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】
2	□ 「自治体子ども報告書」が存在するか？	◎「安平町子ども報告書」が存在する ○「安平町子ども報告書」が作成・広められている △「安平町子ども報告書」について検討する意向がある	上記計画策定時の調査が実施されれば、運動して実施する。	○	「きょういく」（子ども・子育て支援事業計画）が策定されているが、子ども報告書に至るまでの情報量を掲載はしていない。一方で子どもに関する調査及び情報収集は行っている。	上記計画策定時の調査が実施されれば、運動して実施する。	子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策行動計画に本子ども報告書の要素を追加できないか検討			・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】
3	□ 子ども報告書が存在するすべし―― - 出生時から18歳までの子どもに関する統計データが収集・公表されているか？ - 特定の配慮や支援を要する子どもたちに対し、十分な情報が提供されているか？ - 子ども報告書は、以下の人々にとってアクセスしやすい形で公表・普及されているか？ （主要な政策立案者） - 子どもたちとして子どもとともに／子どものために働いている人々 - 子ども報告書では、利用可能な統計・情報の欠け（欠けている所）が明らかにされているか？ - 子ども報告書は、政策立案の参考にするために効果的に活用されているか？	◎出生時から18歳までの子どもに関する統計データの収集・公表、特別なニーズのある子どもたちに対し十分な情報が提供、子どもや子どものために働く人々への情報提供、不足情報の公表、政策立案への活用ができている ○出生時から18歳までの子どもに関する統計データの収集・公表、特別なニーズのある子どもたちに対し十分な情報が提供、子どもや子どものために働く人々への情報提供、不足情報の公表、政策立案への活用のうち、半分以上は善手している △出生時から18歳までの子どもに関する統計データの収集・公表、特別なニーズのある子どもたちに対し十分な情報が提供、子どもや子どものために働く人々への情報提供、不足情報の公表、政策立案への活用のうち、ひとつは善手している	上記児童調査に合わせ、その頻度と範囲について検討	○	「きょういく」（子ども・子育て支援事業計画）策定にあたり、情報収集がなされたが、特別なニーズに特化した部分はない。	上記児童調査に合わせ、その頻度と範囲について検討	上記2項目に関連し、恒常的な仕組みとするか検討			・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】
8. 子どもの人権の広報 おとなおよび子どもの間で子どもの人権に関する認識が改善するようにすること。										
1	□ 自治体では、子どもやおとなの間で子どもの人権についての知識と尊重を確保するための戦略が策定されているか？	◎戦略が策定されている ○戦略の策定を検討しようとしている △戦略の策定をする意向がある	「きょういく」に基づき、継続的に実施していく。	◎	「きょういく」（安平町こども計画）を策定している。	「きょういく」に基づき、継続的に実施していく。	より人権（子どもの権利）に特化した戦略の必要性検討	・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画）） ・しょうがい児福祉計画	・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyos-ei/kakushu-keikaku	・「きょういく」（生涯学習計画、自治体こども計画（子ども・子育て支援事業計画））【教委】 ・しょうがい児福祉計画【健康福祉】

2	□自治体の管理職を含む主要な職員は子どもの人権に関する研修を受けているか？子どもに関する部門以外も「こども主体自認」についての理解が深まっているか？	◎「こども主体自認」についての理解が深まっている ○「こども主体自認」についての理解を深めようとしている △「こども主体自認」についての深めようとする意向がある	管理職に特化した研修方法の研究	○	広く職員全般に対する研修としたため、管理職に特化したものは実施しなかった。	管理職に特化した研修方法の研究	管理職にとって適切な研修プログラムの提供	・新規職員研修 ・政策課題自主研修 ・オンライン研修 ・CFCI研修等各種資料の共有	・CFCI研修【総務・教委】
3	□人権および子どもの権利条約についての教育は、学校のカリキュラムに組み込まれているか？	◎学校のカリキュラムに組み込まれている ○学校のカリキュラムに組み込まれることについて検討を始めようとしている △学校のカリキュラムに組み込まれることについて検討する意向はある	教育委員会事務局が中心となり、学校現場において子どもの権利に特化した授業の実施を検討していく。	◎	早来学園の「総合的な学習の時間」において組み込まれた。	教育委員会事務局が中心となり、学校現場において子どもの権利に特化した授業の実施を検討していく。	学校との緊密な連携	早来学園における総合的な学習の時間における教育課程支援事業	・あびら教育プラン【教委】
4	□子どもとともに／子どものために働く者を対象とした初任時・現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進が含まれているか？	◎初任時・現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進が含まれている ○初任時又は現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進が含まれている △初任時・現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進について検討又はその意向がある	現状維持	◎	含まれている。	現状維持	担当者のスキル向上	・新規職員研修 ・政策課題自主研修 ・オンライン研修 ・CFCI研修等各種資料の共有	・CFCI研修【総務・教委】
5	□おとなや子どもの間で子どもの権利がどの程度知られているかについて、定期的な評価は行われているか？	◎定期的に評価することができている ○定期的に評価する仕組みについて検討を始めようとしている △定期的に評価する仕組みについて検討する意向がある	現状維持	◎	子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策行動計画の策定時及び中間見直し時に実施されている。	現状維持	定期的をどの程度と捉えるか（スパンを縮めるか）検討		【教委】

9. 子どものための独立したアドボカシー
 子どもの人権を促進するため、NPO等の支援、独立の人権機関 ～ 子どもオンブズマンや子どもコミッショナー ～ の設置を進めること。

1	□ 地方自治体は、幅広く適切な範囲のNPO、企業等とのパートナーシップを発展させてきたか？	◎安平町では、新たなNPO、企業等とのパートナーシップを広げることができた ○安平町では、従前から結ばれるNPO、企業等とのパートナーシップを深めている △安平町では、適切なNPO、企業等とのパートナーシップについて検討又はその意向がある	関係のある法人等を増やしていく。	◎	子どもへの意見聴取を行いながら部活動の地域移行に関する取り組みを協力して実施するとともに、子ども休暇制度の実施に絡めて、市民が就業する事業所へCFCI並びに制度の理解と協力を依頼し、教育分野・産業分野の双方で関係法人とのパートナーシップを広げることができた。	関係のある法人等を増やしていく。	幅広く法人等から理解を得ること。	・NPO法人アビーススポーツクラブ様 ・三菱マテリアル株式会社様 ・学校法人リズム学園様 ・NPO法人遊び場ネットワーク様 ・社会福祉法人追分福祉会様 ・遊び場oh!探路様 ・株式会社FoundingBase様 ・NPO法人ボラナ様	・CFCI研修【総務・教委】 ・放課後児童健全育成事業【教委】 ・放課後子ども教室【教委】 ・教育魅力化推進事業【教委】 ・サバイバルキャンプ【教委】
2	□ NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会が与えられているか？	◎ NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会が与えられている ○ NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会について検討を始めようとしている △ NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会について検討する意向がある	適切なパートナーシップの維持継続	◎	右記事業を実施する法人の主体性に一定程度委ねた形で事業展開している。	適切なパートナーシップの維持継続		・子ども園との木育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・放課後子ども教室 ・あびら教育プラン ・サバイバルキャンプ事業	・CFCI研修【総務・教委】 ・放課後児童健全育成事業【教委】 ・放課後子ども教室【教委】 ・あびら教育プラン【教委・政策推進】 ・サバイバルキャンプ【教委】
3	□ 子ども・若者主導のNPO等が奨励支援されているか？	◎ 子ども・若者主導のNPO等が実際に奨励支援されている ○ 子ども・若者主導のNPO等が奨励支援方法はある △ 子ども・若者主導のNPO等が奨励支援方法について検討又はその意向がある	維持継続	◎	右記事業により、金銭的支援をする仕組みがあり、実際に利用する団体がある。また、部団体には、地域おこし協力隊との連携もみられる。	維持継続	より子ども・若者支援に特化していく仕組みの検討	・まちづくり事業支援交付金 ・地域おこし協力隊制度	・まちづくり事業支援交付金【政策推進】 ・地域おこし協力隊制度【政策推進】
4	□ 地方自治体は、子どものための自律的な人権機関——子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー——を設置し、またはその設置を働きかけてきたか？	◎地方自治体は、子どものための自律的な人権機関——子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー——を設置し、またはその設置を働きかけてきた ○地方自治体は、子どものための自律的な人権機関——子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー——を設置の検討を始めようとしている △地方自治体は、子どものための自律的な人権機関——子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー——を設置の意向がある	当該機関の機能等の理解から始める。	△	現状存在しない。	当該機関の機能等の理解から始める。	こども基本法との整合性や、実際の必要性から検討		

10. 当該自治体にとって特有の項目
 日本型CFCモデルを推進する地方自治体が独自の判断で取り組む項目

安平町にとって特有の項目
『学校現場におけるCRE導入と、子どもの権利条例の制定』

1	□町立学校の教職員の子どもの権利に関する理解が進んだか？	◎理解を促進する自主的な活動が行われた ○理解を促進する機会を設けて実施した △理解を促進するための方策を検討した	各授業の継続支援	◎	両地区中学校の3年生を対象に、子どもの権利を踏まえたまちづくり授業を実施するとともに、安平町CFCI研修会において教職員を対象に子どもの権利および子どもの意見聴取に関する研修を行い、教職員の理解促進を図ることができた。	中学生のまちづくり授業および教職員向けCFCI研修会を継続的に支援し、子どもの権利に関する教職員の理解をさらに深めていく。	教職員にとどまらず、究極的には保護者を含む地域の大人へと子どもの権利に関する理解を広げていくための事業展開が必要である。	・追分中学校3年生まちづくり提言 ・早来学園9年生まちづくり授業 ・安平町CFCI研修会	【教委】
2	□町立学校の児童生徒の子どもの権利に関する理解が進んだか？	◎理解を促進する自主的な活動が行われた ○理解を促進する機会を設けて実施した △理解を促進するための方策を検討した	ルールメイキングプロジェクトや校則改定委員会への継続支援、子どもの権利に関する授業の実施していく。	◎	ルールメイキングプロジェクトや校則改定委員会を通じた自主的な活動が展開された。	ルールメイキングプロジェクトや校則改定委員会への継続支援、子どもの権利に関する授業の実施していく。		・ルールメイキングプロジェクト ・校則改定委員会	【教委】

3	□町立学校にCRE（Child Rights Education）が導入されたか？	◎他のクラスにも導入された／見込みが立った ○特定のクラスに導入された／見込みが立った △導入するための協議を開始した	上記2項目に同じ	○	本格的なCREの実施には至っていないものの、学校におけるCFCEの認知度・理解度は着実に高まっており、子どもの権利に関する掲示が行われるなど、当初想定していた学級目標づくりとは異なる形で子どもの権利に関する取り組みが学校現場に広がっている。	上記2項目に同じ	既存事業の応用発展	上記2項目に同じ		【教委】
4	□町長公約にある子どもの権利に関する条例制定が実現できたか？	◎制定された／見込みが立った ○制定に向けた具体的な作業に着手した。 △制定に向けて、調査・研究が開始された。	子ども環境教育条例（仮称）を策定する。	○	教育まちづくり委員会において子ども環境教育条例（仮称）の策定に向けた議論を重ねるとともに、単年度での策定ではなく、中期的な視点に立って丁寧に検討を進めていく方針となった。	子ども環境教育条例（仮称）を策定する。	とりわけ意見表明権と遊ぶ権利の発展	・ロードマップ制定 ・実施計画採択		【教委】
5	□条例制定に子どもの意見が反映されているか？	◎あらゆる部分で子どもの意見を取り入れ進められている ○一部子どもの意見を取り入れ進められている △子どもの立場を想像して進められている／進められる予定である	同上	○	関連する取組みの中で子どもの意見聴取の機会を設けながら進めているほか、子どもの意見を取り入れながら策定を進めていく予定としている。	同上	条例制定後も意見表明権を確保する仕組みが必要	同上		【教委】

集計	該当数	割合	割合2
◎	33	64.71%	96.08%
○	16	31.37%	
△	2	3.92%	3.92%
—	0	0.00%	
計	51	100.00%	100.00%